

告 示

埼玉県告示第十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業山田地区（区画整理事業）の換地計画を平成二十九年十二月二十七日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年一月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成三十年一月九日から

平成三十年二月六日まで

二 縦覧場所

滑川町役場